

単位の認定

単位の認定時期

合格した科目の単位は、各セメスター末に認定されます。

したがって、セメスターの途中で退学・休学・除籍をした場合、そのセメスターで履修している科目の単位は認定されません。

また、下表の「開講時期・開講科目等」欄に記載された時期あるいは科目に関しては、通常の場合と単位認定時期が異なるので、注意が必要です。

		開講時期・開講科目等	単位認定時期
集中講義・集中実習の単位		夏期休暇中(サマーセッションを含む)	秋セメスター末
		冬期・春期休暇中(ウィンターセッションを含む)	翌年度の春セメスター末
		夏期休暇中から秋学期にかけて	翌年度の春セメスター末
		冬期・春期休暇中から翌年度春学期にかけて	翌年度の秋セメスター末
		「体育」	秋セメスター末
申請により認定された単位		語学科目の履修免除制度で単位認定された科目	申請したセメスター末
		入学以前に他大学等で修得した科目	入学年度の最初のセメスターのみ
SAEより修得した単位に	長期プログラム	6カ月未満のプログラム	実施されたセメスター
		6カ月以上1年未満のプログラム	プログラム終了時のセメスター
	* 留学先の大学から成績通知が送られてきてからの認定となりますので、通知には多少の時間がかかります。		
	短期プログラム	夏期休暇中	秋セメスター末
冬期・春期休暇中		翌年度の春セメスター末	
単位互換科目・共同授業の単位		随時	受講したセメスターの翌セメスター
教育実習の単位		事前指導、教育実習、事後指導と3セメスターにわたり実施	事前指導から数えて3つ目のセメスター
		例) 第6セメスターで事前指導を登録した場合、単位認定は第8セメスター	

* 単位認定時期が卒業後になる場合は受講できません。

海外留学制度による単位認定

本学の海外留学・研修プログラムは、SAE (Study Abroad Experience) と呼ばれています。このプログラムの概要は、下表のとおりです。

		研修期間	単位の認定基準
SAE海外留学・研修プログラム	留学	半年～1年	(1) 半年間の留学プログラムについては、16単位*を上限に認定
			(2) 1年間の留学プログラムについては、32単位*を上限に認定
	研修	2週間～1カ月程度	(3) 「国際研究A・B・C」などの2単位または4単位を認定
			(4) 複数のプログラムに参加した場合は、在学中にすべてのプログラムによる認定単位が60単位を超えない範囲で認定
			(5) (1)～(4)において認定される単位は、他の制度により認定された本学以外の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定する。ただし、編入学生の編入学時の認定単位は含まれない。

* 留学前の学期GPAが3.20以上の場合は、半年間のプログラムであれば18単位、1年間の場合は、34単位を上限に認定します。

いずれの場合も、この留学で修得した科目は、本学の授業科目の履修で修得した単位として認定を受けることができます。また、留学・研修期間は、本学の修業年限に含まれます(4年時の海外留学・短期研修への参加については、卒業が延期になる場合がありますので各学科の教務担当に相談してください)。

プログラムの詳細は、国際教育センター(教学事務棟)に問い合わせてください。

SAE海外留学・研修プログラム

本学と海外の受け入れ大学の間で結ばれた交流協力協定などに基づき、実施される海外留学・海外研修プログラム

卒業(修業年限)
p. 26

玉川学園案内図
「学生生活ガイド」巻末

国際教育センター
留学実現までの流れ
<http://www.tamagawa.ac.jp/gec/program/flow1.html>
参照

単位互換

単位互換とは、大学・短期大学が相互に単位互換協定を締結し、これらの大学に所属する学生が、他の大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を所属する大学の単位として認定しようとするものです。

単位互換協定に参加する大学からは、それぞれ特色のある授業科目や、他の大学にはないユニークな授業科目が提供され、学生の知的な関心や興味に応じた授業が行われます。

共同授業

共同授業とは、首都圏西部大学単位互換協定に参加している大学が連携して授業科目(総合講義)を開設し、各大学の講師がオムニバス形式で授業を実施するものです。

共同授業を受講した学生は、受講後に授業出席回数など一定の条件を満たせば、所属する大学の単位として認定されます。

*この首都圏西部大学単位互換協定による単位互換制度以外にも、他大学・他機関との協定により実施されるものがあります。

他大学との単位互換・共同授業

本学では開講されていない他大学(単位互換協定校に限る)の科目を受講し、修得した単位を本学の単位として認定する首都圏西部大学/ネットワーク多摩単位互換制度があります。

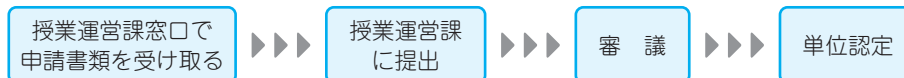
この制度の詳細や履修申請手続きについては、ガイダンスでお知らせします。ガイダンスの時期については、掲示で連絡します。

		首都圏西部大学/ネットワーク多摩	首都圏西部大学
		単位互換	共同授業※
履修	許可条件	(1) 学修継続条件(警告)や履修条件(進捗チェック)に1度も抵触していないこと(申請時および受講時を含む) (2) 単位互換・共同授業で10単位を修得していないこと (3) 第7セメスターの履修許可条件は上記(1)(2)のほかに、第6セメスター終了時に卒業見込みがあること *本学開講の単位互換科目は、単位互換科目として履修できない	
	時期	第2セメスターから第7セメスター *第7セメスターでの履修科目は「春学期(前期)開講科目」のみとする(通年科目は履修できない)	
	上限科目数	5科目(10単位)まで *単位互換と共同授業を合わせて在学中10単位まで	3講座(6単位)まで
	1セメスター当たり上限科目数	2科目 *いずれも、本学における各セメスターの履修上限単位には含まれない	1講座
単位認定	時期	受講したセメスターの翌セメスター (他大学の履修条件ならびに単位認定の時期が異なるため)	
	取り扱い	卒業要件単位に含め、自由選択科目の単位として認定(学部・学科・学年によって異なる場合あり) *GPA計算の対象に含める	

※共同授業(eラーニング)については聴講のみとし、単位認定しない。

入学以前に他大学等で修得した科目の単位認定

入学以前に、他の大学(または短期大学)および高大連携(学内)において履修した授業科目がある場合、本人の申し出に基づき、本学が教育上有益と認める場合に限り、本学における授業科目の履修により修得したものとして、単位を認定する場合があります。

■申請の手順

- *単位を修得した大学(または短期大学)の成績証明書と申請科目のシラバスを添付のこと
- *申請期間は、掲示で連絡します。
- *申請しても認定されない場合もあります。

		入学以前に他大学等で修得した科目の単位認定	高大連携(学内)
申請	時期	入学年度の最初のセメスターの掲示で指定された期日のみ	
	方法	申請書類+大学(短大)の成績証明書と申請科目のシラバスを授業運営課に提出	
単位認定	時期	申請したセメスター	
	取り扱い	(1) 卒業要件に含める	(2) B評価以上の科目が単位認定され、成績評価(S、A、B)はつかない
		(2) B評価以上の科目が単位認定され、成績評価(S、A、B)はつかない	(2) B評価以上の科目が単位認定され、成績評価(S、A、B)はつかない
		(3) GPA計算の対象外	(3) GPA計算の対象とする
(4) セメスターの履修上限単位には含めない			
認定単位数	上限60単位(一律ではない)	上限14単位(B評価以上のみ認定)	